

【落札者決定基準】

1 はじめに

本落札者決定基準は、「無菌病室ユニット2室 一式」の調達に係る落札者の決定基準を定めるものである。

2 審査機関等

(1) 審査機関

本調達に係る審査及び評価については、宮城県立こども病院無菌病室ユニット調達選定委員会（以下「委員会」という。）において実施する。

(2) 審査内容

委員会は、仕様書にて求める性能、機能及び技術等の要求要件を満たしているかの対面審査を行う。

3 落札者の決定方法

(1) 落札者の決定方法は、次のア及びイに掲げる要件のいずれにも該当する入札者のうち、技術点と価格点を合計した総合評価点が最も高い者を落札予定者とし、落札者を決定する。

ア 入札価格（初期設置費用）が、予定価格の範囲内であること。

イ 応札仕様書及び設置図面が提出されていること。

(2) 総合評価点の最高得点者が2者以上あるときは、次の順序で落札者を決める。

ア 技術点が高い者を落札者として決定する。

イ 技術点が同点でかつ価格点も同点の場合は、当該の者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該の者のうち出席しない者又はくじを引かない者がいるときは、入札執行業務に関係のない当院職員に、これに代えてくじを引かせる。

(3) 技術点及び価格点の配分は下表のとおりとする。

評価要素		配点（満点）	割合
A 技術点	（実績）	5点	75点 75%
	（無菌病室の性能・機能）	25点	
	（無菌病室内の設備）	20点	
	（配置図面）	15点	
	（その他）	10点	
B 価格点（入札価格）		25点	25%
C 総合評価点（A+B）		100点	100%

ア 総合評価点は100点満点とし、その得点配分は技術点を75点、価格点を25点とする。

イ 技術点は、応札仕様書、設置図面及び対面審査の得点とする。

ウ 価格点は、入札価格に対する得点とする。

エ 各得点は、小数点以下第3位で四捨五入し、小数点以下第2位まで有効とする。

4 対面審査の評価方法

(1) 応札仕様書及び設置図面の作成

ア 応札仕様書は、要求仕様を全て記載するとともに、要求仕様の項目毎に対応させ、具体的なメーカー名や機種等も明示するなどしてわかりやすく記載すること。また、当該機器の性能・機能がわかる資料があれば添付すること。

イ 応札仕様書の記入欄が足りない場合は、適宜、行を追加すること。

ウ 設置図面は、各病室内の無菌病室などの配置場所や寸法を反映させること。また、トイレや手洗い装置などの各設備についても反映させること。

エ 応札仕様書及び設置図面は各5部提出すること。

(2) 評価は、入札者が上記(1)で作成した応札仕様書及び設置図面の内容について説明し、入札者に対して各審査委員がヒアリングを実施する。(説明時間20分、ヒアリング10分を想定)

(3) 各審査委員の応札仕様書及び設置図面の評価結果を入札者の技術点とする。

5 価格の評価方法

(1) 入札価格の評価

入札価格の価格点は、以下により算出した値とする。

入札価格の価格点 = $25 \text{点} \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$

(2) 入札価格が予定価格に達していない入札者は失格とする。